

議案第十号

中央区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
右の議案を提出します。

令和七年二月五日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則

中央区会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和元年十二月中央区教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項を削り、同条第六項中「公募によらない再度任用」を「前項第二号の規定に基づく公募によらない任用」に改め、同項第一号中「第四項第二号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第五項とする。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区会計年度任用講師の任用等に関する規則第三条の規定は、この規則の施行の日の翌日以後を任期の始期とする会計年度任用講師の選考について適用し、同日前を任期の始期とする会計年度任用講師の選考については、なお、従前の例による。

（説 明）

会計年度任用職員の公募によらない再度任用の上限回数撤廃されるため、この議案を提出しま

す。

新旧対照表（抄）

中央区会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和元年十二月中央区教育委員会規則第九号）

新	旧
<p>(任用) 第三条 (略) 2から4まで (略)</p> <p>5 前項第二号の規定に基づく公募によらない任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。</p> <p>一 前項第二号 に規定する能力の実証の結果が良好であること。</p> <p>二 業務遂行に支障を及ぼすような健康上の問題がなく、勤務することが可能であること。</p> <p>三 当該年度及び前年度において法第二十九条及び中央区職員懲戒に関する条例(昭和二十七年二月中央区条例第十一号)に規定する懲戒処分を受けていないこと。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の中央区会計年度任用講師の任用等に</p>	<p>(任用) 第三条 (略) 2から4まで (略)</p> <p>5 前項第二号の規定に基づく公募によらない任用(以下「公募」といふ)によらない再度任用「と」いう。この場合において、一 回数については、任命権者が別に定める。この場合において、一 会計年度を通じて二回以上の任用期間があるときは、当該会計年度をもって一回とみなす。</p> <p>6 公募によらない再度任用 は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。</p> <p>一 第四項第二号に規定する能力の実証の結果が良好であること。</p> <p>二 業務遂行に支障を及ぼすような健康上の問題がなく、勤務することが可能であること。</p> <p>三 当該年度及び前年度において法第二十九条及び中央区職員懲戒に関する条例(昭和二十七年二月中央区条例第十一号)に規定する懲戒処分を受けていないこと。</p>

新	旧
<p>関する規則第三条の規定は、この規則の施行の日の翌日以後を任期の始期とする会計年度任用講師の選考について適用し、同日前を任期の始期とする会計年度任用講師の選考については、なお、従前の例による。</p>	